令和５年４月２０日

市内居宅介護支援事業所　管理者　様

川西市　福祉部　介護保険課長

訪問介護における院内介助の取扱いについて

平素は、本市の介護保険事業の推進に格別のご協力をいただき、厚くお礼申しあげます。

さて、みだしのことにつきまして、居宅介護支援事業所及び医療機関よりご質問をいただきましたことから、下記のとおりお示ししますので、内容をご確認いただき適切に運用していただきますようお願いいたします。

記

**１．質問内容**

訪問介護における院内介助に係る居宅介護支援事業所が行うべき対応を教えてほしい。

**２．居宅介護支援事業所が行うべき対応**

**①院内介助の必要性について**

　病院等の医療機関における院内介助は、基本的には院内のスタッフにより対応されるべきとされています。しかし、病院等が対応できない場合は、訪問介護員による院内介助が可能となります。（適切なケアマネジメントにより、必要性が認められた利用者に限ります）

　訪問介護員による院内介助を行う場合は、居宅介護支援事業所の介護支援専門員が病院スタッフによる院内の介助が得られないことを確認する必要があります。

　なお、院内介助を含む通院介助について訪問介護を算定できるのは、通院等乗降介助として、目的地までの移動介助及び院内介助が、居宅において行われる目的地に行くための準備を含む一連のサービス行為として見なし得る場合であり、居宅以外において行われる公共交通機関への乗車、院内の介助などのサービス行為のみをもって訪問介護を算定することはできない点に注意してください。

【確認、記録等について】

（１）院内介助の必要性について検討

　　　①家族等が付き添いできない理由

　　　②必要と考えられる具体的なサービス内容（例：排泄介助、院内の移動介助など）

　　　③病院等のスタッフ等による対応ができないことを確認した記録

　　　　・記録する内容：いつ、誰に（名字のみの聞き取りで可）、確認した内容

　　　　・確認の方法　：口頭、電話、FAX等

　　　※院内介助が必要と判断した後も、利用者の状態が変わった等、状況に変化が生じた

際には、院内介助の必要性も再確認が必要です。

（２）サービス担当者会議での話し合い

　　　院内介助の必要性について検討した内容をサービス担当者会議で話し合い、具体的な

内容（必要性、医療機関への確認内容、必要な援助等）をサービス担当者会議の要点

（第４表）等に記録します。（医療機関への確認内容は支援経過に記録することも可能）

**②居宅サービス計画への記載**

　訪問介護員による通院介助及び院内介助が必要な場合は、居宅サービス計画において、「適切なアセスメントに基づく利用者の心身の状況から院内介助が必要である旨とその理由（歩行・移動能力、認知能力その他心身の状態）を記載し、その必要性を位置付ける必要があります。

**③訪問介護事業所が行った通院及び院内介助の内容の確認**

　毎月のサービス提供票による実績報告時に訪問介護事業所の通院介助や院内介助の状況（内容及びサービス提供時間等）について、報酬算定に問題がないかを確認してください。

**３．院内介助に係る援助内容について**

院内介助として訪問介護員が行うべき援助の例と報酬算定の対象の有無については下の表を参考にしてください。

（参考）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 援助内容等 | 報酬対象 | 備考 |
| ①院内移動 | ○ |  |
| ②診察（リハビリ、検査等）待ち時間 | △ | ※１、２ |
| ③トイレ等介助 | ○ |  |
| ④診察（リハビリ、検査等、診察室における行為を含む） | × | ※３ |
| ⑤会計等待ち時間 | △ | ※１、２ |
| ※１）一般的には、院内において訪問介護員が直接利用者に接していない時間や見守り的援助を行っていない「待ち時間」（②④⑤）は原則対象外。※２）重度の認知症等により徘徊等で常時見守りが必要、又は１人で椅子に座ることができず、常時　　　支え等が必要という利用者については、状況により④以外全て対象となることもある。※３）④については、報酬算定の対象外。ただし、これは報酬算定ができないということであり、訪問　　　介護員の介助を禁止しているものではない。 |

（問い合わせ先）

川西市　福祉部　介護保険課

適正化担当（髙橋、新家）

電話：072-740-1149